

第1回練馬区障害者計画懇談会

- 1 日時 令和元年11月13日(水)午後6時30分から午後8時30分
- 2 場所 区役所 交流会場
- 3 出席者 **【委員】**
大森委員、小原委員、上月委員、近藤委員、富岡委員、
中村委員、松浦委員、山中委員、萩原委員、藤森委員、
加藤委員、田中(康)委員、浦田委員、黒澤委員、吉井委員、
山岸委員、天沼委員、平峯委員、金野委員、明石委員、
金井委員、栗原委員、田中(幸)委員、田崎委員、菊池委員、
齋藤委員、中島委員、丸山委員(以上28名)
※欠席 永島委員
【区出席者】
福祉部長、健康部長、福祉部管理課長、障害者施策推進課長、
障害者サービス調整担当課長、石神井総合福祉事務所長、
保健予防課長、関保健相談所長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 6名
- 6 議題
 - (1) 委員委嘱
 - (2) 委員自己紹介
 - (3) 座長の選出および副座長の指名
 - (4) 次期練馬区障害者計画の策定について
 - (5) 練馬区障害者計画(一部改定)・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の取組状況について
 - (6) 障害者基礎調査について
 - (7) その他

○障害者施策推進課長

私は、本懇談会の事務局を務めます、練馬区福祉部障害者施策推進課長でございます。本日は、座長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、はじめに福祉部長よりご挨拶申し上げます。

○福祉部長

皆さま、こんばんは。本日は、練馬区障害者計画懇談会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、お忙しい中、委員を引き受けてくださりまして、ありがとうございます。

現在の区の障害者計画が来年度で計画期間終了ということでございまして、令和3年度から始まる新たな計画について検討する時期になりました。今回、

次期計画の策定にあたって、様々な分野の方々から広くご意見をお伺いする場として、障害者計画懇談会を設置し、皆さまに委員就任をお願いするという次第でございます。この間、障害者総合支援法や児童福祉法改正により新たなサービスが創設されるなど、障害のある方を取り巻く状況は変化しております。練馬区におきましても、昨年度、区の総合計画となる「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、重度障害者への支援をはじめ、障害のある方が地域で暮らし続けられる基盤整備に取り組んでいるところでございます。

今回策定する計画は、第2次ビジョンや今後の国の動向等を踏まえて、より充実した内容にしたいと考えております。各施策を組み立てていくにあたっては、委員の皆さまそれぞれのお立場からのご意見やご提案が大変重要でございます。障害者福祉の充実にむけた取組を、皆さまのお知恵をお借りしながら一緒に考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○障害者施策推進課長

それでは、事務局から委員の出席状況、また、この会議の情報公開と傍聴について報告いたします。

○事務局

委員の出席状況についてご報告いたします。現在、26名の委員にご出席をいただいております。

続きまして、会議の情報公開と傍聴についてご説明いたします。会議は原則公開といたしまして、一般区民の傍聴を可能といたします。ただし、傍聴人による発言・録音・撮影は認められません。会議中の発言は録音させていただき、会議録として後日公開いたします。恐れ入りますが、ご発言の際は挙手でお知らせください。事務局よりマイクをお渡しいたしますので、恐縮ですが、発言の前にお名前をお願いいたします。なお、活発なご議論をいただくために、公開に関しましては、発言者個人が特定できないようにいたします。また、公開する前に会議録を各委員の皆さまにご確認いただいた上で区ホームページに掲載いたします。

○障害者施策推進課長

それでは、本日の議題に入る前に、資料の確認をお願いいたします。

○事務局（資料の確認）

○障害者施策推進課長

それでは、お手元の会議の次第に従いまして進めさせていただきます。次第1、委員委嘱でございます。本来、お一人おひとりに委嘱状を手渡しさせていただくところですが、恐れ入りますが、時間の都合上、委嘱状は机上に配付させていただきました。ご確認をお願いいたします。なお、委員の任期は、本日より令和3年3月31日まででございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次第2、委員自己紹介でございます。お手元に資料1として委員名簿を配付してございますので、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。第1回の懇談会ですので、自己紹介をお願いしたいと思います。座席順で、所属とお名前を

お願いできればと思います。

(委員自己紹介)

○障害者施策推進課長

ありがとうございました。

次に、本日出席している区職員をご紹介します。

(区職員自己紹介)

○障害者施策推進課長

それから、株式会社インテージリサーチが、計画策定支援のコンサルとして携わっております。本懇談会にも参加いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、次第3になります。資料3練馬区障害者計画懇談会設置要綱に基づきまして、座長の選出および副座長の指名をお願いしたいと存じます。要綱では、座長は委員の互選により選出することとなっております。事務局といたしましては、学識経験者の委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(拍手・承認)

ありがとうございます。それでは、委員に座長をお願いいたします。

次に副座長の選出ですが、副座長は座長の指名によることとなっております。座長からご指名をお願いしたいと思っております。

○座長

では、障害分野に詳しい同じ学識経験者の委員をお願いしたいと思います。

○障害者施策推進課長

委員は、本日も都合によりまだ到着しておりませんが、委員に副座長をお願いしたいと思います。それでは、座長と副座長が決定されました。委員、座長席へお移り下さい。座長から改めてご挨拶をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長

それでは、改めまして一言ご挨拶させていただきます。

私の前職は厚生労働省の地域専門官でございまして、地域のことに興味を持っている人間でございます。そういう意味では、障害者の方がどう地域で暮らしていくのか、特に今は障害の重たい方をどう地域の中で支えていくのかというのが大きなテーマであると思っておりますし、障害者の権利条約においては、意思決定支援ということが大変重要になっていると思っております。そういう観点からもしっかりとご議論いただけたらと思っております。

今回、29名という大変多い委員の皆さま方でございますから、皆さまが発言しやすいように、そして、すべての方が発言できるような雰囲気づくりと運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞご協力いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者施策推進課長

ありがとうございました。副座長につきましては、到着次第ご挨拶をいた

だきたいと思っております。それでは、ここからの進行は座長にお願いいたします。

○座長

それでは、次第に基づきまして進めていきたいと思えます。

次第4、次期練馬区障害者計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（資料4、参考資料の説明）

○座長

ありがとうございました。

以前、地域福祉計画の懇話会の座長をやらせていただいたことがあるのですが、練馬区はこうして多くの区民の皆さんの意見をいただいて、計画をまとめていくということを大事にして、このような会を設けているのかと思えます。8回ということで2回増えるということですが、よろしいでしょうか。皆さま、増えることについては異存がないようでございます。ありがとうございます。

それでは、内容についていかがでしょうか。概要についてご説明をいただきました。国の法律でこういう計画を作ることが決まっております、これを一体的に調和を図ってというようになっていますが、まさに練馬区は一体的に作るということでございます。

ご質問、ご意見などいかがでしょうか。委員、いかがでしょうか。

○委員

計画の構成ということですが、これ自体は決まったものなので私としては意見は特にありません。

○座長

似たような計画の名前が並んでいますが大丈夫でしょうか。皆さま障害に詳しい方が集まっておりますので、「まあこういうものだろう」というご理解はいただけたということですのでよろしいでしょうか。

それでは、先に進んでもよろしいでしょうか。

○委員

意見と言うか、質問になります。計画の対象になるのは国民だけなのか、最近外国人も増えています。外国人の中に障害を持っている方もいます。そういった方も対象になるのでしょうか。

○座長

外国人の障害のある方という理解でよろしいでしょうか。

○委員

そうです。

○座長

事務局いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

2つの捉え方があるのかと思えます。外国の方ということで、文化や言語が

違うということでの配慮であれば、地域福祉計画あるいは福祉のまちづくりの方で考えていくこととなります。

ただ、外国の方であっても、障害の部分での生きづらさということであれば、私ども障害の計画の中で包括しながら検討していくものと思っております。

○座長

よろしいでしょうか。地域福祉計画という横断的な横串にした計画がありますので、そちらの方で外国籍の方のテーマに取り組んでいくというようなことがある、ただ、今後はこういう障害の計画の中でもしっかり考えていくということだろうと思います。

外国籍の方、あるいは外国のルーツのある方、最近は色々な方が日本で生活をするようになってきていますので、関心も高いところかと思えます。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。先に進んでも大丈夫でしょうか。

それでは、先に進んで、またご質問がありましたら、時間を取りたいと思います。

続いて、次第5、練馬区障害者計画（一部改定）・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（資料5の説明）

○座長

ありがとうございました。

今ここで、副会長の指名をしました委員が到着されましたので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○副座長

仕事の都合で遅れまして申し訳ございません。今回、副座長ということで、座長をサポートしながら計画策定に尽力したいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○座長

それでは、ご説明をいただいた後でございますので、今の資料についてご質問、ご意見をいただけたらと思います。

障害者計画は障害者全体のことを扱っている計画、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づくものでサービスがどれくらい適切に提供されているかというもの、障害児福祉計画は児童福祉法に基づくもので障害児のサービスがどれくらい適切に提供されているかというものになります。それを踏まえて、実績を見ていただきながら、ご質問やご意見があればいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

なかなか、質問の仕方も難しいと思いますので、私からよろしいでしょうか。障害福祉計画の中で最初にご説明いただいた「(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行」の部分について、これはどこの地域を見ても厳しい数字ではあるのですが、目標41人に対して10人という実績となっております。これは地域移行というところで国が大きな方向性を持っているわけですが、なかなか目標

に達していないという地域が多いと思います。練馬区の状況をもう少しご説明
いただいてもよろしいでしょうか。

○障害者施策推進課長

座長からお話しのあったとおり、国の方も「目標設定をして地域移行を進め
るように」と打ち出しており、区としましてもこのような目標値を設定して取
り組んでいるところでございます。ただ、やはり地域移行に関しては、当初は
入所施設からグループホームに移行するという形で進んでおりましたが、施設
での生活が長くなっている方を中心になかなか進まなくなっていること、
それから、地域移行した方は年齢的に若いというのがある一方で、重度の方や
高齢の方の地域移行が難しくなっているという状況があります。

○座長

地域移行が始まった頃は、比較的軽度の方が地域に移行しやすかったが、
段々と障害の重い方が施設に残り、地域移行も段々と難しくなっている、
やはりそういう方向けのグループホームであるとか環境がないと難しいとい
うことですね。分かりました、ありがとうございます。そういう意味では、重
度の方への支援が課題になっているのだろうと思います。

そのほか、何かございますか。「この辺の数字が目標に達していないけど、
どうなのですか?」、あるいは、「目標値をすごく上回っているけど、何かき
っかけがあったのでしょうか?」など、そういったことでも構わないですが、い
かがでしょうか。

○委員

3 ページ【5】の「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業」について
質問させていただきます。取組実績が「継続」となっておりますが、具体的な
数値はありますでしょうか。

○障害者施策推進課長

こちらの「継続」というのは、前回の計画でこの事業を実施するとさせてい
ただいたものです。実績の数値ですが、今正確なものを持ち合わせておりませ
んが、70 名くらいが利用しており、比較的小さなお子さんが多い状況にあり
ます。

○座長

ありがとうございました。医療的ケア児の問題などもありますので、大事な
テーマになってくると思います。

○委員

5 ページの 2-（2）「地域生活支援拠点の整備」のところで、実績の取組
が「面的整備型の地域生活支援拠点の運営開始」となっていて、目標が「継続」
と「重度障害者グループホーム併設型の地域生活支援拠点の整備で1 か所」と
なっていますが、このところをもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思
います。また、その下の 2-（3）「高野台運動場用地における福祉園の誘致」
についても、取組実績は「事業者との協議」となっておりますが、具体的に現
段階でどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

最後に、同じページの上に1-(3)「SNSを活用した障害者福祉情報の発信」とありますが、どのような内容を発信しているのか具体的に教えていただけたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

3点ございました。5ページの地域生活支援拠点、高野台運動場用地における福祉園の誘致、そして、SNSについて。

○障害者施策推進課長

まず、地域生活支援拠点の整備に関してです。地域生活支援拠点というのは、地域での生活を続けていくには、何か困った時、緊急時に対応できる所が必要であるということで、国でも地域生活支援拠点の整備を目標に掲げているものがございます。平成30年度 of 取組実績に記載した「面的整備型」についてですが、地域生活支援拠点で特に重要なのが、相談を受ける「相談支援事業」、何か緊急があったときにお預かりができる「ショートステイ」事業、そして、体験の機会の場合でございます。それを1か所ではなく、関係機関が連携した「面」として取り組んでいくというのが「面的整備型」でございます。

相談に乗る相談支援事業所として、練馬区では練馬地区、光が丘地区、石神井地区、大泉地区の4地域に、地域の中核的な役割を担う相談支援事業所として基幹相談支援センターが4か所ございます。本日、練馬地区の豊玉障害者地域生活支援センターの所長にご出席いただいておりますが、その区立の4センターを相談の起点として実施しております。ショートステイにつきましては、元々緊急一時というところでやっておりました練馬区立大泉つつじ荘、それから、練馬区立しらゆり荘がショートステイを利用できる場所になっています。それらを活用して対応していくのが、今、面的整備型として運営しているものがございます。目標に記載しております重度障害者グループホーム併設型の地域生活支援拠点、多機能型とも言いますが、今申し上げましたような相談機能、ショートステイの機能、そして、グループホームという多機能型の施設として考えているところでございます。現在、北町にある都有地を活用して整備を進めており、運営する事業所も決定し、令和2年度末の整備を目指して進めているところでございます。

次に、2-(3)「高野台運動場用地における福祉園の誘致」についてですが、こちらにつきましては、先ほど申し上げた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」にも位置付けております。高野台運動場用地を活用し、令和4年度を目途に福祉施設を整備する予定です。現在、事業者が決定し、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が整備をする予定になっており、こちらにつきましては令和4年度を目途に様々な準備を行っているところでございます。

そして、SNSツールの活用ですが、こちらは区公式ツイッターのアカウントがございます。そちらに障害に関するイベントの周知を発信しております。直近で言うと、11月11日に障害者差別解消推進講演会やアトリウム展示などの情報発信をさせていただいたところでございます。

○座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○委員

資料 15 ページ「障害福祉サービスの供給量」の中段あたりに就労移行支援という福祉サービスの供給量が載っていますが、例えば、29 年度の見込みが 216 人で実績は 254 人となっています。そして、令和元年度の見込みが 256 人。この就労移行支援というのは、就労できるような助言や支援をするということで、実際に就職した人の実数ではないわけですね。

○座長

委員から、就労移行支援についてのご質問がありました。説明をお願いします。

○障害者施策推進課長

まず、委員が最後におっしゃられましたように、就労移行支援につきましては、就労に移行するためのサービスですので、実際に就職した人の数ではございません。就労移行支援というサービスを利用している方の実績値ということになります。ですので、見込み以上に利用者がいる、利用が増えているとご理解いただければと思います。

また、就労継続支援には A 型と B 型がございますが、就労継続支援 B 型というのは、基本的にはいわゆる作業所という、そこで働き続けることができるサービスです。A 型は、同じような福祉的就労といっても、例えば最低賃金など雇用の関係する法令に基づいて雇用契約を行うというサービスであり、そういった違いがございます。就労定着支援というものもあり、これは一般就労した方の就労を定着させるために、就労移行支援事業所などが企業を訪問し、状況に変化はないか、困っていることなどはないか、雇用している事業所と話し合いながら、就労定着期間を長くしていこうというサービスでございます。

○委員

ありがとうございました。

私は、消費生活センターで知的障害者対象の講座をある程度専門にやっています。その中で、就労してからその会社がブラック企業だったということを知ったり、本人がそういったことになかなか気付けなかったりと、フォローが大事だと常々思っており、非常に興味を持っていました。ありがとうございました。

○座長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○委員

2 点ほど伺います。障害者基礎調査報告書の 92 ページにあります「必要だと思うサービスを利用できていない理由」のところの 1 位が、すべて「どのようなサービスがあるかわからないから」となっています。先ほど SNS のツイッターで発信されているということで、私もフォローさせていただいていますが、情報を得るという点でこういった調査結果が出ていて、区の方で周知

について何か取り組んできたことがあるのか、ということが1つ目です。私は知的障害を持つ子の母親でもあり、練馬区の中にどういったサービスがあるのか、どういう状況の人がサービスを利用するのか、そういったことが保護者や本人に伝わる機会がなかなかないと思っているところです。ですので、何か取り組まれていたらお知らせいただきたいなと思います。

もう1つは、資料でも触れられていますが「自立」とか「社会参加」、先ほど座長からもお話しがあった「地域移行」などを考えるときに、私自身が知的障害のある方と関わる機会が多いので知的障害のある方に特化したことかもしれませんが、学校教育は特別学校の高等部までしかない、プラスして知的障害は基本的には発達がゆっくりな方々というように認知されていると思うが、ある意味高校を卒業して発達がかなり途上な状態で社会に出ている現実を考えると、福祉サービス等を経て社会参加をしていくとか自立していくには、教育的な視点がないと上手くいかないのではないかと、当事者の親としても思うところがあります。人とコミュニケーションするときには言葉を使うし、文字が読めないと何を言っているのか、やっているのかがよく分からない中で、社会参加をどうしていくのかはかなり難しい問題だと思いますが、そのあたりで教育的な視点での取組をされる予定などあればお知らせいただきたいと思えます。

○座長

障害者の青年学級などに私も長く関わらせていただいておりますが、おそらく練馬区はずっとやられているので、そういった視点もあろうかと思えます。

最初のご質問は、この後ご説明していただくことになっていますが、併せて2点ご説明をお願いします。

○障害者施策推進課長

最初の情報発信に関してですが、SNSについては前回計画を策定した時はなかなか回数が少なかったこともあり、まずは回数を増やすところから始めさせていただいたところです。ただ、ツイッターでもどう伝わっていくのか、視覚障害や聴覚障害など様々な障害を持った方がいる中でどう伝えていくのかという点ではまだ課題を感じております。少なくとも障害に関するものを、まずは一般の方も含めて情報発信するということを現行計画でやらせていただいたところです。サービスの利用や基礎調査に絡めてお話しされていたところについては、相談支援事業所や福祉事務所、保健相談所が福祉サービスを利用する時の最初の窓口になっていますので、そこで障害特性に応じた丁寧な説明を心掛けるということをやらせていただいております。これから調査を行っていきますので、足りない部分や出てきた課題については、結果を踏まえ、皆さまからご意見をいただきながら、取り組んでいきたいと思っております。

2点目のところ、生涯学習と言いますか、その先の学びをどうするか。今も余暇支援や社会参加のところに、やはりもう一つ学習というものがあります。先ほど座長からお話しがありましたように、青年学級などで取り組んではいるが、もっと広がりをもたせていくにはどうしたらいいか、課題として提起され

ていたのかと思います。それにつきましても、こういった場でご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

○座長

とても大事な質問を2つしていただきました。ありがとうございました。本当に必要な方にきちんとサービスがつながるということはとても大事なことです。それから、障害者の方の学習、文化やスポーツはとても大事な視点です。ほかにいかがでしょうか。

○委員

この資料の中には書いていないと思いますが、23区に児童相談所が設置できるようになっています。そういった相談支援について児童相談所を絡めながらそこで情報提供といった話になると、区に児童相談所はないのかという話しになるのかと思います。それについて計画には何もないと思いますが、区としてどのように考えているのでしょうか。私は、あった方がよいとは思っています。

○福祉部管理課長

児童相談所のことですので、私の方で答えさせていただきます。23区の中に児童相談所を設置できるよう法改正がなされ、様々な検討がされているところです。どのような形が子どもにとって一番良いのかという検討を重ねて、児童相談所を設置するのではなく、東京都が持っているものと練馬区が取り組んでいるもの、その両輪でしっかりと支えていこうというのが区の考え方になってございます。その意味で、区が独自に設置するのではなく、子どものためにさらに連携しながら、しっかりと取り組みたいというのが今の考え方でございます。今のお話のように、例えば、児童相談所があれば、障害児についてできる部分もあるかと思いますが、それだけではなく、しっかりと全体を見て子どもの幸せを考えていくことを深めていきたいというものでございます。23区では先行して3区が児童相談所を設置すると聞いておりますが、練馬区では現状をさらに悪くしないような形、市町村は寄り添い型で、東京都はしっかりと権限を持つ、その中で分離という形を含めた支援の仕方を考えていきたいと思っております。

○座長

とても大事な議論で、現状の体制をしっかりと整えて支援をしていきたいという話しでございました。

練馬区は児童相談所を設置しないという決断が色々と話題になっているところでございます。今のご説明がすべてだと思いますが、しっかりと体制を整えて水準が低下しないような支援をしていきたいと、慎重に議論してきたのだろうということでございます。東京は埼玉などにはない「子ども家庭支援センター」など独自のものを持っています。おそらく、児童相談所はあったほうが良いと皆さまも思うかもしれませんが、実際にやるのはなかなか大変で、様々なご検討いただいても良いかと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、続いて障害者基礎調査についてのご説明を

いただき、先ほども少しご質問がありましたので、それらについてもお答えいただけるかと思えます。

では、次第6の障害者基礎調査について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（資料6-1、6-2、資料7-1～7-7の説明）

○座長

ありがとうございました。資料6、資料7のご説明をいただきました。

障害者の高齢化の問題は、ご家族の高齢化でもありますし、ダブルケアというのは介護と子育てを一緒にするというのをダブルケアというわけですが、そういった家庭も増えてきています。医療的ケアなど新しい項目を入れていけないといけない一方で、あまり質問項目が増えると答える方が嫌になってしまう、そのバランスが難しいということになります。

○委員

この基礎調査に関して前回も疑問に思っていた部分があります。身体障害者は色々な身体状況がありますので、1,250人の内訳がどうなっているのか、それぞれの障害でどれくらいの人数、パーセンテージでこの1,250人になったのかを教えてくださいと思います。

○障害者施策推進課長

身体障害者と一括りにしても、視覚障害や聴覚障害など様々な方がいらっしゃいますので、身体障害者全体から無作為に1,250人を選ぶのではなく、それぞれの障害に応じて分けさせていただいております。今回は、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由、内部障害に分け、それぞれの対象者数と統計上有効な数という部分で割り振りを行い、視覚障害200、聴覚・平衡機能障害200、音声・言語機能障害50、肢体不自由450、内部障害350の計1,250で考えております。

○座長

内訳をご説明いただきました。

○委員

障害者基礎調査の区分ですが、発達障害という区分はないのでしょうか。

○障害者施策推進課長

発達障害につきましては、今回は、精神障害と捉え、その中に入ってくるということで考えております。

○座長

一般的に発達障害は精神障害の中で捉えられることが多いです。練馬区もそのような形で整理をしたということのようです。

○委員

先ほど身体障害者手帳の区分についてご説明がありましたが、確認したいことがあります。

聴覚障害者といっても、ろうであったり難聴であったり中途失聴であったりと幅広く種類があります。その中には、ろうの高齢者もおおり、日本語がとても苦手で、郵送方法ではなかなかアンケートに答えられないということがありま

す。前回の調査の時もそうでしたが、ルビを振ったり、絵を入れていただく必要があると思います。日本語が苦手な方もいらっしゃると思いますので、そういう配慮を含めていただけるとありがたいと思います。例えば、年齢の若い聞こえない方は、日本語を読めばすぐに理解できたり、聞こえている人から教えてもらえたりできます。しかし、高齢のろう者は一人暮らしの方も多くいらっしゃいますので、たまたま手話通訳者がいる場合には頼んでいる方もいますが、そうでない方はアンケートがあっても答えられず、そのまま回答しないということもあり、回答率が半分以下になってしまうのではないかと、その点に疑問を持っております。回答率を上げるため、半分以上にするためにも、配慮が必要かと思っています。私の意見としては、高齢の聞こえない方への配慮として、イラストをつけたり、優しい日本語に変えたり、ルビを振ったりという方法でお願いしたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。教えていただきたいのですが、どういう形にするにより分かりやすいかということ。まさに成育歴が違いますので。例えば、知的障害者の調査票を見ていただくとルビを振っています。分かりやすい調査票を心掛けていると思われませんが、それ以外に、イラストなどのご提案もいただきましたが、もう少しお願いします。

○委員

聞こえない高齢者ですが、昔の聾学校では、手話は禁止され、口話のみの教育が行われていました。実際に日本語の読み書きを習得できたろう高齢者は非常に少ないです。私自身も日本語の読み書きが得意ではありませんが、手話通訳を介していろいろなことを知る事が出来ました。ろう教育の問題により、多くの高齢のろう者が日本語の文章を習得できなかったという状況がありました。彼らのコミュニケーション手段は手話です。ですので、日本語の文章で書かれたものは、手話と言う言語で通訳すれば理解ができます。そのために、手話通訳者が必要です。役所の設置手話通訳者を介して調査票に答える、または、職員の方が手話通訳者を同行して自宅に行き、そこで調査票の説明をしながら聞き取りを行う方法が良いかと思っています。また、今後は国勢調査なども手話通訳者が同行するようになればと思います。調査票が郵送で送られてきた場合、書いてある内容がよくわからないため、そのまま返信せずに終わってしまうこととなります。ですので、我々練聴協としましては、先程述べたようにして頂けたらと思っています。

○座長

実は私も手話を勉強していたことがあり、こういうことはよく勉強したのですが、「聞こえないということだけではない」ということを改めて勉強させていただきました。とても大事なことをお話しいただきました。

すぐにお答えするのは難しいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

委員がお話しされたとおり、難聴や、ろう、特に育った時による言語の獲得

というところで様々な方がいらっしやると思います。そこがまさに障害になっているということですので、「これでは分かりづらい」ということにつきましては、先ほどご提案いただいたような方法であるとか、団体とも改めてご相談させていただければと思います。

先ほど、座長からお話しもありましたが、知的障害の調査票にルビを振っておりますので、併せて一緒に考えさせていただけたらと思います。

○座長

ぜひ、色々とアドバイスをいただいて一緒に考えさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

○委員

前任者に代わり、今日この会に初めて出席します。難病だけではいくら症状が進んでも身体障害者のサービスを受けることができません。したがって、障害年金や福祉サービスなどは障害者手帳を取得してやらなくてはいけないのですけれども、練馬区にそれをやってくれということは毛頭ありませんので、厚生労働省にそのような要望を出しています。

お聞きしたいのは、難病患者は900人が調査対象とありましたが、難病患者にどうしているのかということなんです。例えば、身体障害者では症状の固定があるが、難病はさっきまで動いていたのが急に身体が動かなくなるなど、病気ごとに様々な症状があります。そのため、どういう質問項目になっているのか、統一の項目なのかと。項目を練馬区独自で作るのであれば、作成時に一緒にお手伝いできればと思った次第です。

○座長

手帳をお持ちでないボーダーの方の声を拾うことができないかということが、最初の質問だったと思います。そして、難病の方ということですが、いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

まず、制度の話ですが、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスというところで、法改正により障害者の範囲に難病患者が含まれ、今は難病の方でも必要なサービスであれば受給することが可能です。難病患者の方がサービスを使う中で、色々なご希望やご意向をお伺いできればというのが今回の調査の趣旨でございます。

次に調査票についてですが、独自項目として、例えば、難病の調査票の最後に対象疾患の一覧をつけさせていただいております。疾患名をお聞きしていることと、また、健康状況や医療の状況などの項目を設定しております。

○委員

初めてなので、色々と教えていただきたいと思います。まず、前回の基礎調査はどのくらいの回答率だったのかということと、障害児の年齢層、何歳から何歳までを調査対象としているのかを教えてください。

○障害者施策推進課長

前回の基礎調査についてですが、青い冊子の基礎調査報告書1ページに調査

の概要を紹介させていただいております。

回収状況ですが、前回は3,500人に配付し、有効回収数は1,686人。全体で48.2%となっており、それぞれ障害の状況によって回収率が変わっています。

また、児童については、すべての年齢層を含んでいます。

○委員

すべての年齢層というのは、児童は小学校に入ってからということでしょうか。

○障害者施策推進課長

身体障害者手帳を持っているすべての年齢層に対して無作為抽出をしているということになります。

○座長

ありがとうございます。例えば、小さなお子さんのところに届いた場合には、ご家族の方が回答しているということですね。関連して言うと、知的障害者の方の回収率が低かったため、今回600人から900人に対象者を増やしています。それで知的障害者の回答を多くしようという努力もしているようです。

○委員

基礎調査で、年間就労収入という形で収入を部分的に聞いていますが、これだと本当の収入が分からないのかなと思います。本来だといわゆる等価収入が分かるような形の質問がどこかで必要なのかなと思います。児童相談所で嘱託をやっているのですが、家庭の収入の問題が相当大きいと思います。子どもについては、どのくらい費用がかかっているかというの分からないと思ひ、ちょっと気になりました。質問項目が増えすぎてもいけないのですが。

話しは変わりますが、先ほど発達障害のことでご質問されている方がいらっしやいましたが、基礎調査の報告書を見ても、発達障害について、非常にカテゴリーが大きくて、ほとんど調べられていないようです。発達障害については、精神障害に含まれるということで、確かに自立支援医療制度などを使っている子どもなどはそうなのですが、そこに含まれない発達障害の子どもの方が全然多いです。学習障害などは入ってこないだろうし、ADHDでさえ入ってこない可能性があります。ですので、真の発達障害の状態は、この基礎調査では分かりにくいと思うので、何か工夫が必要かなと思います。

また、さっきの児の範囲に関しての質問は、これは「子どもを含む」という意味で、子どもから大人までという意味だと思います。

○座長

大事なご指摘がありました。発達障害のところが捉えきれないのではないかということがございました。また、収入のお話しもありましたが、いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

世帯収入をどう把握するかは課題ですが、なかなか聞きにくい面もごさいます。就労状況のところでご本人の就労と、生計維持者を聞くことで世帯の状態像を把握しようというところで今回は聞いてございます。世帯の収入までは

今回は聞いていないということでございます。

もう一つ、発達障害についてのご指摘ですが、確かに捉えきれない方が多いということがあります。ですので、今回は、未就学児のところ、ここは手帳を取っていない方が多いこともあり、児童発達支援事業を利用している方に絞って対象としました。手帳を取っていないかったり、サービスを使っていないことも考えられるため、郵送で一律にお送りするのではなく、私どもの所管する施設において対面でご説明をしながら回収するという丁寧な方法を行いたいと考えております。また、未就学児以外のところの隠れた発達障害をどうしていくかについても課題であり、そこは、団体などからご意見を聴取する中で、計画に反映させていただきたいと考えているところです。

○座長

大事なご指摘です。いわゆる郵送調査だけでは把握できないものもあり、違う方法でフォローしていきたいというご説明だったかと思います。また、収入についても丁寧に聞くと回収率が落ちてしまうという悩ましい部分もあり、そういう中での事務局案かと思います。

○委員

私は視覚障害者です。今回、視覚障害は200人が対象になっているのですが、前回の調査の視覚障害者の回収率と、今回どのような形で調査をするのかということをお聞きしたいと思います。郵送と言っても、墨字のままでは読めません、1級の方とか私は基本的に読めません。ホームヘルパーを頼んでいる人は家でできるが、ガイドヘルパーは家には入らないので、頼んでいない人は屋外で調査を手伝ってもらう形になります。また、点字といっても全体の1割の人が読めるか読めないかというところを考えると、どのような形で今回調査を行うのかという点について、改めてお伺いしたいと思います。

この懇談会に関して、私に対する区からの通知などには、「練馬区障害者施策推進課」と個別に点字が入っていました。ですが、うちの団体の会員でも区役所などからの封筒には何も書いていない、福祉のものでも書いていない郵送が来たりします。最低限、封筒には「区役所から送られている」と分かる点字やマークをきちんと入れていただくのが基本にあって、その中が墨字であっても、そういうことが分かれば早めに読んでもらうととも出来ますので、回収率も上がるのかと思います、その辺の工夫はどうかお伺いしたいです。

○座長

ありがとうございます。大事なご指摘で、点字が読める方、読めない方がいると思いますが、調査方法についてのご質問です。

○障害者施策推進課長

今、様々なアドバイスも含めてご意見をいただいたと思います。現在、私どもで考えているのが、まず封筒に点字をつけることで、「練馬区アンケート在中」という点字を入れてお送りしようと思っています。お話しがありましたとおり、点字の分からない方もいらっしゃるということですので、調査票に音声コードをつけることも併せて考えております。

ご自身であったりご家族であったり、あるいはヘルパーが記入することも難しい場合がございます。そういった場合には、問い合わせ先にお電話いただければ、電話の聞き取りにて回答をお聞きする方法をとることも現在考えているところです。

そのほか、団体の方ともご相談させていただきまして、何らかの出来ることがあればしていきたいと思っております。

○座長

回収率の話も出ていました。個別の回収率について、詳しくは出ていないような気がしたのですが、いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

視覚障害の方の回収率は持ち合わせてございませんが、身体障害の方の回収率は全体で48.5%でございます。

○座長

よろしかったでしょうか。工夫はしていただけるということですので、ぜひご相談いただければと思います。ありがとうございました。大事なご質問でございました。

○委員

先ほど座長からお話しがありましたが、青い冊子の基礎調査報告書にある基本属性の回答状況についてお伺いします。知的障害のある方は回答率が低かったというお話しでしたが、もっと中身を見ていきたいと思えます。身体障害、精神障害、難病患者の方は「本人が自分一人で記入」または「本人に聞いて家族や介助者が代筆」という方が併せて70%を超えています。しかし、知的障害者は、代筆を含めても約30%で、63.7%が「本人の意向を考えながら家族や介助者が記入」となっています。これは、障害のあるなしに関わらず、親と子で意向や意思が違うことが往々にしてあるわけで、そういう中で、前回の調査を踏まえて、今回のアンケートの内容を少し比較して、どこがどう変わったのかを見てみました。項目の増減等はあっても、回答の方法や使っている言葉についてはそんなに大きくは変わらないものでした。そういった点を踏まえて、今回のアンケート内容がどのようなプロセスで、どういう方々が検証して決まっていたのが1点。もう1点は、その中で当事者性がどれくらい重要視されていたのかをお伺いしたいと思えます。

今日、実は知的障害の当事者の方が傍聴に来ています。彼らにアンケートを実際にやってもらいました。初めて聞く言葉とか聞き慣れない言葉が使われているとか、よく分からない言葉にラインを引いてもらったりしましたが、言葉ばかりでイメージがしづらい、何のためになされているアンケートなのか、回答をどうやって返送するのかという方法についても、なかなか一人でやりきることが難しいということが分かりました。実際にやってもらった人数が少ないので何とも言えないというところもありますが、一般企業に就労している方たちです。この調査票はもう決定したもので、12月からアンケート実施なのでしょうか。

○座長

まず、前提として、以前の調査と比較をしないといけないということもあります。その軸にするためには、大幅な変更をすると全然違う調査になってしまいますから、そういう意味で同じような項目が続いているということが大前提であるということを押さえていただければと思います。その上で、どのような工夫ができるかという議論になるとと思います。

○障害者施策推進課長

知的障害の当事者のご意見を聞くことが重要ということで、前回の結果をみると、本人が自分一人で記入したのが18%、本人に聞いて代筆したのが15%、あわせて約33%となっています。知的障害の中でも、愛の手帳1度～4度とありますので、すべての方が自分一人でというのはなかなか難しいのが一つあります。ただ、当事者の方のご意見を聞きたいということは我々も同じですので、どういった工夫ができるかというところです。今、座長からもお話しがありました。障害種別ごとに調査票を分けていても、全体における基本的な項目もありますので、その点で整合性を図らなくてはいけないということがあります。今お話しいただいたように、確かに「どういうアンケートなのか」「なぜアンケートをやっているのか」ということが分からないのではないかとすることは非常に大切なご指摘だったと思います。12月から調査を行います。ご意見を踏まえて修正することも考えておりますので、今のお話しいただいたところで、何か工夫することが具体的にあれば参考にさせていただき、取り入れられるところは取り入れていきたいと思っております。

○座長

これは、ご家族が回答したのか、ご本人が回答したのかは分かりますか。

○障害者施策推進課長

回答者の項目があります。

○座長

それによって、ご質問の趣旨が全然違いますよね。ご家族が答えたのか、ご本人が答えたのか。それは分かるということですね。

○障害者施策推進課長

そうです。今お話しされたように、そこも聞いておりますので、クロス集計を用いることで、本人回答の場合とご家族回答の場合とで分析することもできるかと思っております。

○座長

「ご家族が答えてもいいです」ということが伝わっていないのではないかと、いうお話しもしたのです。ご本人しか答えてはいけないのではないかと、思って、そのまま置かれてしまっていることもあるかもしれないということで、それで何とか回収率を上げられないかという話しもあるかと思っております。ご質問のとおり、なかなか知的障害の方の意向を聞くことは難しいので、色々な工夫を考えていただけるということですので。時間は限られていますが、その中で検討していただけるということですのでございました。よろしいでしょうか。

時間が限られてまいりましたが、いかがでしょうか。

○委員

今回の調査に新しく事業所調査があります。これは大変良いことだと思っ
ているのですが、種別も何もなく無作為に送るということでしょうか。事業所も
色々あると思いますが、今回のこの調査の意図は何でしょうか。事業所調査を
今回行う意図、目的をお聞きしたいと思います。

○障害者施策推進課長

事業所調査については、障害福祉サービスを行っている全事業所、悉皆の
調査と考えております。今回の実施については、障害福祉サービスに関しても
計画の中で検討していきますが、サービス提供元である事業所の状況も同時に
把握をしておく必要があるためです。先ほどもお話ししましたが、特に人材
確保の面、求められているサービスが提供できていないとすると、それが人材
の状況からきているのかといったところも併せて把握に努めたいというところ
で、今回行うものでございます。

○座長

事業者、専門職だからこそ分かることもありますので、そういったことも
大事なことではないかと思えます。

申し訳ありません、予定した時間が来てしまいました。積極的なご意見を
いただきありがとうございました。

次回以降もぜひ、こういう形でできるだけ全員からご発言をいただけるよう
に進行して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他について、事務局いかがでしょうか。

○事務局

次回の懇談会につきましては、令和2年3月26日の木曜日18時30分から、
練馬区役所にて開催を予定しております。開催のご案内は別途送付させていた
だきます。

○座長

ありがとうございました。

今日いただいたご意見を事務局の方で生かして進めていくということによ
ろしいでしょうか。次回は、来年3月26日の18時30分から2回目の懇談会
となります。それでは、これで1回目の懇談会を終えたいと思います。ありが
とうございました。

— 了 —